

## 44. 会社分割によるゴルフ場事業の承継と預託金返還義務～最判平 20.6.10 【百選 A 40】

### 【論述例】

1 X社は、Y社に対して、預託金の返還を請求することが考えられるところ、その根拠は、22条1項に求められる。

(1) まず、A社は、ゴルフ場事業を新設分割によりY社に承継させたにすぎず、Y社は「事業を譲り受けた会社」(同項)ではない。

しかし、本条の趣旨は、商号の続用がある場合は、同一事業主体による事業が継続しているものと信じたり、事業主体の変更があったけれども当該「事業によって生じた債務」(同項)については事業を承継した会社に承継されたと信じた者を保護する点にあるところ、会社分割に伴い事業が他の会社又は設立会社に承継される場合、法律行為によって事業の全部又は一部が別の権利義務の主体に承継されるという点においては、事業の譲渡と異なるところはなく、同一事業主体による事業が継続しているものと信じたり、事業主体の変更があったけれども当該事業によって生じた債務については事業を承継した会社に承継されたと信じたりすることは無理からぬものというべきである。

したがって、同項を類推適用し得る。

(2) 次に、「会社は、その名称を商号とする」(6条1項)から、「譲受会社」Y社が「譲渡会社」A社「の商号を引き続き使用する」(22条1項)とはいえない。

ア しかし、名称が事業主体を表示するものとして用いられている場合において、その名称を継続して使用しているときには、特段の事情がない限り、同一事業主体による事業が継続しているものと信じたり、事業主体の変更があったけれども債務の引受けがされたと信じたりすることは、無理からぬものというべきである。したがって、特段の事情がない限り、同項の類推適用を認めるべきである。

イ 預託金会員制のゴルフクラブが設けられているゴルフ場の営業においては、当該ゴルフクラブの名称は、そのゴルフクラブはもとより、ゴルフ場の施設やこれを経営する事業主体をも表示するものとして用いられることが少なくない。A社から営業を譲り受けたY社も、本件クラブの名称を用いて本件ゴルフ場の経営をしているというのであり、同クラブの名称が同ゴルフ場の事業主体を表示するものとして用いられているとみるとができる。

他方、会社分割においては、承継される債権債務等が記載された分割計画書又は分割契約書が一定期間本店に備え置かれることとなっているが、ゴルフクラブの会員が本店に備え置かれた分割計画書や分割契約書を閲覧することを一般に期待することはできな

い。また、本件会社分割後にA社及びY社からX社を含む本件クラブの会員に対して送付された本件書面の内容は、単に、本件会社分割によりY社が本件ゴルフ場を経営する会社として設立されたこと及び本件クラブの会員権をY社発行の株式へ転換することにより本件クラブをY社経営の株主会員制のゴルフクラブに改革することを伝え、本件クラブの会員権をY社発行の株式に転換するよう依頼するというものであったというのであり、この内容からは、Y社が、上記株式への転換に応じない会員には本件ゴルフ場施設の優先的利用を認めないとA社が従前の会員に対して負っていた義務を引き継がなかったことを明らかにしたものと解することはできない。とすれば、特段の事情も認められない。

ウ したがって、同項が類推適用される。

(3) 最後に、預託金の返還債務は、A社の「事業によって生じた債務」(同項)である。

2 よって、X社の請求は認められる。

注1) 本判例の事案において、X社は、A社に対しても預託金の返還を請求しているが、上記の論述例では省略している。

注2) 最判昭47.3.2は、現物出資の場合にも、22条1項(商法17条1項)の類推適用を認めている。また、東京高判平13.10.1は、営業に最も重要な財産を貸借していること、その余の財産を譲り受けていること、雇用関係を承継していること、貸借期間が10年にわたっていることなどを認定し、実質的に営業譲渡と極めて類似するとして、同項の類推適用を認めている。

注3) 名称の続用については、最判平16.2.20が、「預託金会員制のゴルフクラブの名称がゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられている場合において、ゴルフ場の営業の譲渡がされ、譲渡人が用いていたゴルフクラブの名称を譲受人が継続して使用しているときには、譲受人が譲受後遅滞なく当該ゴルフクラブの会員によるゴルフ場施設の優先的利用を拒否したなどの特段の事情がない限り、会員において、同一の営業主体による営業が継続しているものと信じたり、営業主体の変更があつたけれども譲受人により譲渡人の債務の引受けがされたと信じたりすることは、無理からぬものというべきである。したがって、譲受人は、上記特段の事情がない限り、商法26条1項〔注:会社法22条1項〕の類推適用により、会員が譲渡人に交付した預託金の返還義務を負うものと解するのが相当である」と判示している。

なお、学説上は、「特段の事情」とは、名称の続用により形成された外観を排除し得る、22条2項の免責登記・免責通知に相当するような客観的事情の存在を指すと解されている。